

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業
に関するQ & A
＜企業版ふるさと納税（人材派遣型）編＞

注意

本Q & Aは、随時見直しを行っております。
ご使用の際は、必ず最新版のQ & Aをご確認下さい。

2025年4月1日

内閣府 地方創生推進事務局

総務省 地域力創造グループ

目次

12. 企業版ふるさと納税（人材派遣型）について

- Q12-1. 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の定義・・・・・・・・・・ 1
 - Q12-2. 対象となる任用・勤務形態・・・・・・・・・・ 1
 - Q12-3. 派遣元企業との兼業の可否・・・・・・・・・・ 1
 - Q12-4. 地域再生計画の変更認定申請の要否・・・・・・・・・・ 1
 - Q12-5. 留意すべき事項・・・・・・・・・・ 2
-

<参考>「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ & A（第14版）<認定申請編>」において関連するQ & A（抜粋）

3. 対象となる事業（個別具体的な事業）について

- Q3-1. 既存事業の申請
- Q3-2. 着手済み事業の申請
- Q3-3. 寄附の振替
- Q3-5. 基金への積立て
- Q3-9. 国の補助金・交付金対象事業の地方負担分への充当
- Q3-10. 地方負担分へ地方創生応援税制を充当できる国の補助金・交付金①
- Q3-13. 地方負担分へ地方創生応援税制を充当できる国の補助金・交付金②
- Q3-14. 地方債の起債対象事業への充当
- Q3-15. 特別交付税措置の対象事業への充当
- Q3-16. 特定のNPO法人等を指定して支出する寄附

別紙

「地方財政措置を伴う補助金や交付金のうち、地方負担分に地方創生応援税制に係る寄附を充てることができる補助金・交付金一覧」

<参考>「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ & A（第15版）<事業実施・実施状況報告編>」において関連するQ & A（抜粋）

4. 寄附の受領について

- Q4-1. 寄附の受領時期
- Q4-2. 寄附の金額の目安に対するペナルティ
- Q4-3. 事業費確定前の寄附の申し出
- Q4-5. 出納整理期間中の寄附受領
- Q4-6. 地方創生応援税制の対象法人
- Q4-7. 「本社の立地する地方公共団体」への寄附①
- Q4-8. 「本社の立地する地方公共団体」への寄附②

Q 4－9. 事業の実施状況の確認と国への報告

5. 寄附を行うことの代償としての経済的利益の供与について

- Q 5－1－1. 総説（禁止される具体例の例示）
- Q 5－1－2. 総説（許容される具体例の例示）
- Q 5－2－1. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約
- Q 5－2－2. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約
- Q 5－2－3. すでに契約関係にある企業からの寄附
- Q 5－3－1. 有償のネーミングライツ契約
- Q 5－3－2. 無償のネーミングライツ契約
- Q 5－4－1. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等の利用
- Q 5－4－2. 寄附により整備されたサテライトオフィスの専属的利用
- Q 5－5. 寄附を行った法人の関係会社との契約
- Q 5－6－1. 寄附を行った法人との間での一定の関係の成立
- Q 5－6－2. すでに一定の関係にある法人からの寄附
- Q 5－7. 寄附を行った法人の関係会社への再委託

6. 変更・取消しについて

- Q 6－1. 地域再生計画の変更認定申請
- Q 6－2. 対象事業の繰り越し
- Q 6－6. 地域再生計画の認定取消事由
- Q 6－7. 地域再生計画の認定が取り消される場合
- Q 6－8. 地域再生計画の認定が取り消された場合の罰則

7. 税額控除について

- Q 7－1. 税制優遇措置の内容
- Q 7－2. 税制優遇措置を受けるための企業における手続
- Q 7－3. 受領証の交付①
- Q 7－4. 受領証の交付②

8. 国への報告及び効果検証について

- Q 8－1. 国への事業の実施状況に関する報告
- Q 8－2. 寄附額が事業費を上回った場合の対応
- Q 8－3. 国への事業の実施状況に関する報告の公表
- Q 8－4. 寄附企業及び寄附額の公表
- Q 8－5. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方の公表
- Q 8－6. 住民に対する効果検証結果の公表
- Q 8－7. 寄附企業に対する効果検証結果の公表

9. 地方議会との関係について

- Q 9－1. 議会对応
- Q 9－2. 地方自治法上の「負担付の寄附」

10. 広報について

- Q10. 国の広報

参考様式

- ・ A 4－3 : まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附の申し出について
- ・ A 4－4－3 及び A 7－3 : 受領証
- ・ A 4－9 : まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施状況確認結果報告書
- ・ A 8－1 : まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告書
- ・ A 8－1 : まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る事業費の確定について

12. 企業版ふるさと納税（人材派遣型）について

<p>Q12-1. 企業版ふるさと納税（人材派遣型）に該当するのは、どのような場合ですか。</p>	<p>A12-1. 企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附及び人材の提供がなされる場合のうち、当該寄附があった年度と同一の年度に、当該人材が、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う各種団体等であって、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいいます。</p> <p>したがって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が任用するものの、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業とは無関係な業務に専ら従事する場合や、 ・地方公共団体等が寄附企業との協定などに基づき、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に従事する社員の派遣を受けるものの、当該団体等の職員として任用や採用をしない場合などは、企業版ふるさと納税（人材派遣型）には該当しません。 <p>企業版ふるさと納税（人材派遣型）は、企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図ることを目的としています。</p>
<p>Q12-2. 企業版ふるさと納税（人材派遣型）は、どのような任用・勤務形態が対象になりますか。</p>	<p>A12-2. 地方公共団体の職員として任用する場合には、任期付職員等、地方公務員法等に基づいて任用することを想定しています。</p>
<p>Q12-3. 派遣元企業の業務にも従事することは可能ですか。</p>	<p>A12-3. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に専ら従事することが基本ですが、任命権者による兼業許可を受ければ、可能です（地方公務員法第38条）。</p>
<p>Q12-4. 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の活用にあたって、既に認定を受けている地域再生計画の変更認定申請は必要ですか。</p>	<p>A12-4. 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の活用そのものをもって直ちに地域再生計画の変更認定申請が必要になるわけではありません。</p>

<p>Q12-5.</p> <p>地方公共団体等が寄附企業の人材を受け入れるに当たり、留意すべき事項は何ですか。</p>	<p>A12-5.</p> <p>地方公共団体等が、寄附企業から受け入れる人材に、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に当たりその能力を十分に発揮してもらうとともに、円滑で適切な事業遂行を図る観点から、寄附を受けた地方公共団体としては、事前に寄附企業及び関係する各機関と協議し、当該人材がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施において担う役割などについて合意したうえで人材が受け入れられるようにしてください。また、当該人材が従事するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に当たり、当該地方公共団体の事務等について助言・サポートを行うよう努めるようにしてください。</p> <p>加えて、透明性確保の観点から、地方公共団体等は、個人情報保護に関する法令等を遵守の上で、寄附企業の人材がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に従事する職員として任用又は採用されること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにする（その時期や内容・方法は、地域の実情に応じて適切に対応すること。）ようにしてください。</p>
--	--

＜参考＞「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A（第14版）＜認定申請編＞」において関連するQ&A（抜粋）

3. 寄附の対象となる事業について

<p>Q 3-1. 既存の住民サービスとして行ってきた事業は対象となりますか。</p>	<p>A 3-1. 既存の住民サービスとして行ってきた事業についても、地方創生に資するものであって、寄附を契機として質的又は量的な変化があることを明確に説明できる場合には対象となり得ます。</p>
<p>Q 3-2. 着手済みの事業について地域再生計画を作成して、認定申請することはできますか。また、地域再生計画を申請する時点において着手済みの事業に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできますか。</p>	<p>A 3-2. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業は、地域再生計画の認定後に事業を実施（着手）することを想定しているため、原則として着手済みの事業（地域再生計画の認定前に支出負担行為を行ったもの）については対象となりません。 ただし、 ①地域再生計画認定まで事業着手を遅らせると、当該事業の目的達成に支障が生じうること。 ②当該事業の予算計上に際し、地方創生応援税制の活用を予定していることが明らかにされており、単なる財源振替ではないこと。 のいずれも満たす場合には、事前着手が可能であるため、個別にご相談ください。</p>
<p>Q 3-3. イベント等への協賛金など従来から行われている寄附について、地方創生応援税制に係る寄附として受領することはできますか。</p>	<p>A 3-3. 地方創生応援税制は、産官学金労言士が参画して策定した地方版総合戦略に位置づけられた、KPI の設定や PDCA サイクルの整備等によって効果が高いと考えられる事業への寄附に対して税制上の特例措置がなされるものです。そのため、従来から行っている事業を、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として、単に振り替えるようなことは行わないようにしてください（Q 3-1 参照）。 本税制の趣旨を踏まえた事業を企画立案し、法人に対してその内容をよく説明することにより、法人が事業の趣旨に賛同した結果として寄附が行われるようにしてください。</p>
<p>Q 3-5. 地方公共団体が行う基金への積立てに対して、地方創生応援</p>	<p>A 3-5. 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）に示す要件・運用管理を備える基金への積立てに充てる寄附については、本税制の対象となります。</p>

<p>税制に係る寄附を充てることはできますか。</p>															
<p>Q 3 - 9 . 国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですか。</p>	<p>A 3 - 9 . 地方創生応援税制の制度の趣旨は、地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な事業を支援するものであることから、国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分については、原則として地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできません。</p> <p>ただし、新しい地方経済・生活環境創生交付金、地方大学・地域産業創生交付金の対象となる事業をはじめ、地方創生に関連する国の補助金・交付金(Q 3 - 1 0 参照)の地方負担分については、地方創生応援税制に係る寄附を充てることができます。</p> <p>また、奨励的補助金や都道府県の補助金等、地方財政措置を伴わない補助金や交付金(普通交付税措置のみによるものを含む)の地方負担分についても、地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能です。疑義がある場合には個別にご相談ください。</p> <p>なお、地方債の起債対象事業や特別交付税措置の対象となる事業に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てる場合には、Q 3 - 1 4 及びQ 3 - 1 5 を参照の上、以下の様式を参考に、各地方公共団体において適切に取り扱うようにしてください。</p> <p><参考></p> <table border="1" data-bbox="502 1332 1428 1563"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>充当額</th> <th>補助・単独の別</th> <th>補助金・交付金名</th> <th>特別交付税措置の有無</th> <th>地方債の起債の有無</th> <th>本税制に係る寄附金を控除した上で地方財政措置を活用しているか</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A事業</td> <td>●万円</td> <td>補助</td> <td>a 交付金</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>確認済み</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	充当額	補助・単独の別	補助金・交付金名	特別交付税措置の有無	地方債の起債の有無	本税制に係る寄附金を控除した上で地方財政措置を活用しているか	A事業	●万円	補助	a 交付金	○	○	確認済み
事業名	充当額	補助・単独の別	補助金・交付金名	特別交付税措置の有無	地方債の起債の有無	本税制に係る寄附金を控除した上で地方財政措置を活用しているか									
A事業	●万円	補助	a 交付金	○	○	確認済み									
<p>Q 3 - 1 0 . 地方負担分へ地方創生応援税制に係る寄附を充てることのできる国の補助金・交付金とは、どのようなものを指しているのですか。</p>	<p>A 3 - 1 0 . 別紙「地方財政措置を伴う補助金や交付金のうち、地方負担分に地方創生応援税制に係る寄附を充てることのできる補助金・交付金一覧」に掲載された補助金・交付金を指します。※上述の地方財政措置とは、「特別交付税によるもの」「元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債によるもの」を指しています。</p>														
<p>Q 3 - 1 3 . 地方公共団体の地</p>	<p>A 3 - 1 3 . 全体として1つのプロジェクトであっても、プロジェクトを構</p>														

<p>方創生プロジェクトが複数の事業で構成されている場合(各事業費は明確に区分されている)、うち一つの事業に国の補助金や交付金(デジタル田園都市国家構想交付金及び地方大学・地域産業創生交付金をはじめ、地方創生に関連する国の補助金・交付金(Q3-10参照)を除く。)を受けると、他の事業にも寄附を充てることはできなくなりますか。</p>	<p>成する各事業の事業費が明確に区分されているのであれば、事業ごとに、補助金等(A3-10に掲げる国の補助金・交付金を除く。)と地方創生応援税制をそれぞれ活用することができます。</p>
<p>Q3-14. 地方債の起債対象事業に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですか。</p>	<p>A3-14. 地方債の起債対象事業に地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですが、その場合は、一般に、当該寄附は当該事業の控除財源として取扱うことが適当であると考えられます。 <イメージ> 地方債の充当率が30%の1億円の事業を計画しており、当該事業に対して5,000万円の寄附がなされる場合の起債可能額は、 [事業費(1億円)－地方創生応援税制に係る寄附(5,000万円)]×30%=1,500万円 となる。 ※地方創生応援税制に係る寄附を充てない場合は、起債可能額は3,000万円</p>
<p>Q3-15. 特別交付税措置の対象となる事業に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですか。</p>	<p>A3-15. 特別交付税の算定上、地方創生応援税制が適用される寄附は算定経費から控除する必要があります。</p>
<p>Q3-16. 法人が特定のNPO法人等を指定し、ま</p>	<p>A3-16. 法人が特定のNPO法人等を指定し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に充当することを希望して支出する寄附については、</p>

<p>ち・ひと・しごと創生寄附活用事業に充当することを希望して支出する寄附は、法人税基本通達 9-4-4 のいわゆるトンネル寄附金に該当せず、地方創生応援税制の対象となりますか。</p>	<p>寄附者の希望を斟酌しつつも、最終的には地方公共団体の判断によって支出先が決定されます（必ずしも寄附者の希望が反映されるとは限りません。）。</p> <p>そのため、法人が特定の NPO 法人等を指定し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に充当することを希望して支出する寄附については、租税特別措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項、地方税法附則第 8 条の 2 の 2 第 1 項及び同法附則第 9 条の 2 の 2 第 1 項に規定する寄附金に該当し、本税制の対象となります。</p> <p><参考></p> <p>福岡国税局回答（佐賀県照会）「企業が特定の CSO に対し寄附することを希望して支出する寄附金に係る法人税法上の取扱いについて」（令和 3 年 3 月 22 日）</p> <p>※ 国税庁のホームページ（文書回答事例／法人税）で公表されています。</p>
---	---

(別紙) 地方財政措置を伴う補助金や交付金のうち、地方負担分に地方創生応援税制に係る寄附を充てることができる補助金・交付金一覧

※ 当該一覧は、特別交付税や元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債による補助金・交付金のうち、地方創生応援税制との併用が認められるものです。このほか、奨励的補助金や都道府県の補助金等、地方財政措置を伴わない補助金や交付金（普通交付税措置のみによるものを含む）の地方負担分にも寄附を充てることができます。

※ 各補助金・交付金事業の詳細は、各府省庁の担当部署にお問い合わせください。

※ 当該一覧に掲載された補助金・交付金に係る地方財政措置の内容について確認する場合、まずは各地方公共団体の財政担当部局と密に連携をとり、当該事業に対応する地方財政措置について擦り合わせた上で、確認が必要な点は、各府省庁の担当部署にお問い合わせください。（対象が一部に限定されるものもありますので、充実に当たっては、十分ご注意ください。）

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税との併用		企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与		担当部署	
			可否	有無	インセンティブの具体的な内容	担当課室名	TEL（直通）	
1	内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	可能			総合海洋政策推進事務局 有人国境離島政策推進室	03-6257-3794	
2		沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）	可能			沖縄振興局特定事業担当	03-6257-1675	
3		沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）	可能			政策統括官（沖縄政策担当）付参事官 （企画担当）付	03-6257-1686	
4		沖縄振興特定事業推進費補助金	可能			政策統括官（沖縄政策担当）付参事官 （企画担当）付	03-6257-1685	
5		沖縄離島活性化推進事業費補助金	可能			政策統括官（沖縄政策担当）付参事官 （企画担当）付	03-6257-1685	
6		沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金	可能			政策統括官（沖縄政策担当）付参事官 （政策調整担当）付	03-6257-1693	
7		沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金	可能			沖縄振興局総務課事業振興室	03-6257-1662	
8		新しい地方経済・生活環境創生交付金	可能			【第2世代交付金】 地方創生推進室 地方創生推進事務局 【デジタル型】 地方創生推進室 【地域防災緊急整備型】 内閣府政策統括官（防災担当）付	03-3581-4213 03-3581-3889 03-3501-5408	
9		地方大学・地域産業創生交付金	可能			地方創生推進事務局参事官（地方大学・ 産業創生担当）付	03-6257-3803	
10		アイヌ政策推進交付金	可能			大臣官房アイヌ施策推進室	03-3580-1798	
11	こども家庭庁	子ども・子育て支援施設整備交付金	可能			成育局参事官（事業調整担当）付調整係	03-6863-0286	
12		次世代育成支援対策施設整備交付金	可能			成育局参事官（事業調整担当）付調整係	03-6863-0286	
13		就学前教育・保育施設整備交付金	可能			成育局保育政策課	03-6858-0043	
14	警察庁	都道府県警察施設整備事業に係る補助金	可能			長官官房会計課	03-3581-0141	
15		特定交通安全施設等整備事業に係る補助金	可能			交通局交通規制課	03-3581-0141	
16	総務省	高度無線環境整備推進事業	可能			総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課振興係	03-5253-5866	
17		携帯電話等エリア整備事業	可能			総合通信基盤局電波部移動通信課第一業務係	03-5253-5894	
18		過疎地域持続的発展支援交付金	可能			自治行政局地域力創造グループ地域自立応援課過疎対策室	03-5253-5536	
19		特定地域づくり事業推進交付金	可能			自治行政局地域力創造グループ地域自立応援課	03-5253-5533	
20		ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）	可能			自治行政局地域力創造グループ地域政策課企画第一係	03-5253-5523	
21		放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備等事業）	可能			情報流通行政局地上放送課	03-5253-5737	
22		民放ラジオ難聴解消支援事業	可能			情報流通行政局地上放送課	03-5253-5949	
23		地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業	可能			情報流通行政局地上放送課	03-5253-5949	
24		ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業	可能			情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室	03-5253-5809	
25		地域社会DX推進パッケージ事業（補助事業）	可能	有	採択に関する査定の加算項目	情報流通行政局地域通信振興課	03-5253-5758	
26	ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	可能			情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室	03-5253-5809		

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税との併用	企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与		担当部署	
			可否	有無	インセンティブの具体的な内容	担当課室名	TEL (直通)
27	法務省	外国人受入環境整備交付金	可能			出入国在留管理庁在留支援課	03-5363-3010
28	文部科学省	健全育成のための体験活動推進事業	可能			初等中等教育局児童生徒課	03-6734-4728
29		公立学校施設整備費負担金	可能			大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 執行係	03-6734-4871
30		学校施設環境改善交付金	可能			大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 整備計画係	03-6734-2466
31		地域と学校の連携・協働体制構築事業	可能	有	交付額算定に当たったの加算項目	総合教育政策局地域学習推進課	03-6734-3260
32	文化庁	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業	可能	有	採択に関する査定の加算項目	文部科学省 文化庁 参事官(文化拠点担当)付文化観光拠点支援係	03-6734-4893
33		文化財補助金	可能	有	採択に関する査定の加算項目	文部科学省 文化庁 文化資源活用課総務係	075-451-9659
34	厚生労働省	雇用開発支援事業費等補助金(地域活性化雇用創造プロジェクト)	可能			職業安定局地域雇用対策課	03-3595-2580
35	農林水産省	農村整備事業	可能			農村振興局地域整備課	03-6744-2200
36		鳥獣被害防止総合対策交付金	可能	有	採択に関する査定の加算項目	農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室	03-3591-4958
37		農山漁村振興交付金(ハード交付金) ※地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業(農泊推進型、農福連携型)を除く	可能	有	採択に関する査定の加算項目(活性化計画に基づくものに限る)	農村振興局農村計画課 ※事業毎に担当課にお繋ぎします。	03-6744-2493
38		海岸保全施設整備事業	可能			農村振興局防災課	03-6744-2199
39		農業競争力強化基盤整備事業	可能			農村振興局農地資源課 農村振興局水資源課	03-6744-2208 03-3502-6246
40		中山間地域農業農村総合整備事業	可能			農村振興局地域整備課	03-6744-2200
41		農村地域防災減災事業	可能			農村振興局整備部防災課	03-6744-2210
42		農地耕作条件改善事業	可能			農村振興局農地資源課	03-6744-2208
43		農業水路等長寿命化・防災減災事業	可能			農村振興局水資源課 農村振興局防災課	03-3502-6246 03-6744-2210
44		畑作等促進整備事業	可能			農村振興局水資源課	03-3502-6246
45		農山漁村地域整備交付金	可能			農村振興局地域整備課	03-6744-2200
46		多面的機能支払交付金	可能			農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室	03-6744-2197
47		中山間地域等直接支払交付金	可能			農村振興局地域振興課	03-3501-8359
48		環境保全型農業直接支払交付金	可能			農産局農業環境対策課	03-6744-0499
49		強い農業づくり総合支援交付金(※うち産地基幹施設等支援タイプに限る)	可能			農産局総務課生産推進室	03-3502-5945
50		国営かんがい排水事業	可能			農村振興局水資源課	03-6744-2206
51		水資源開発事業	可能			農村振興局水資源課	03-3501-5604
52		国営総合農地防災事業	可能			農村振興局防災課	03-3502-6430
53		国営農地再編整備事業	可能			農村振興局農地資源課	03-6744-2207
54		国営緊急農地再編整備事業	可能			農村振興局農地資源課	03-6744-2207
55	新基本計画実装・農業構造転換支援事業	可能			農産局総務課生産推進室	03-3502-5945	
56	みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマスの地産地消(うち整備事業に限る)	可能			大臣官房環境バイオマス政策課	03-6738-6479	
57	海岸保全施設整備事業	可能			防災漁村課	03-3502-5304	

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税との併用	企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与		担当部署	
			可否	有無	インセンティブの具体的な内容	担当課室名	TEL (直通)
58	水産庁	漁村振興対策地方公共団体整備費補助 (うち漁港機能増進事業)	可能			計画・海業政策課	03-3506-7897
59		水産基盤整備事業	可能			計画・海業政策課	03-3502-8491
60		浜の活力再生・成長促進交付金 (うち水産業強化支援事業)	可能			防災漁村課	03-6744-2391
61		水産業競争力強化緊急事業 (うち水産業競争力強化緊急施設整備事業)	可能			防災漁村課	03-6744-2391
62		水産業競争力強化緊急事業 (うち水産業競争力強化漁港機能増進事業)	可能			計画・海業政策課	03-3506-7897
63		浜の活力再生・成長促進交付金 (うち海業推進事業)	可能			計画・海業政策課	03-6744-2387
64	林野庁	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 (うち林業・木材産業循環成長対策交付金)	可能			計画課	03-6744-2082
65		森林整備事業	可能			整備課	03-6744-2303
66		治山事業	可能			治山課	03-6744-2308
67	国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	可能			総合政策局地域交通課	03-5253-8396
68		奄美群島振興交付金	可能			国土政策局特別地域振興官付	03-5253-8423
69		小笠原諸島振興開発事業費補助	可能			国土政策局特別地域振興官付	03-5253-8424
70		離島活性化交付金	可能			国土政策局離島振興課	03-5253-8421
71		社会資本整備総合交付金	可能	有	配分に当たって一定程度配慮	大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室	03-5253-8967
72		防災・安全交付金	可能	有	配分に当たって一定程度配慮	大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室	03-5253-8967
73		補助事業 (道路)	可能			道路局環境安全・防災課	03-5253-8495
74		補助事業 (河川)	可能			水管理・国土保全局治水課流域調査係	03-5253-8455
75		補助事業 (ダム)	可能			水管理・国土保全局治水課計画係 水管理・国土保全局河川環境課流水管理室	03-5253-8453 03-5253-8449
76		補助事業 (砂防)	可能			水管理・国土保全局砂防部砂防計画課企画係	03-5253-8467
77		補助事業 (下水道)	可能			水管理・国土保全局下水道事業課	03-5253-8430
78		補助事業 (港湾)	可能			港湾局計画課	03-5253-8668
79		補助事業 (海岸)	可能			港湾局海岸・防災課 水管理・国土保全局海岸室	03-5253-8688 03-5253-8471
80		補助事業 (空港)	可能			航空局総務課企画室	03-5253-8695
81		補助事業 (都市)	可能			都市局総務課政策係	03-5253-8724
82	北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金	可能			北海道局参事官室	03-5253-8772	
83	観光庁	観光振興事業費補助金 (公共交通利用環境の革新等事業)	可能			国土交通省総合政策局地域交通課	03-5253-8396
84		観光振興事業費補助金 (インバウンド受入環境整備高度化事業)	可能			観光庁外客受入担当参事官室	03-5253-8972
85		観光振興事業費補助金 (観光地域振興無電柱化推進事業)	可能			国土交通省道路局環境安全・防災課	03-5253-8495
86		観光振興事業費補助金 (先進的なサイクリング環境整備事業)	可能			国土交通省道路局参事官 (自転車活用推進) 付	03-5253-8497
87		観光振興事業費補助金 (クルーズ等訪日旅客の受入促進事業) (※うち受入環境整備に係るもののみ)	可能			国土交通省港湾局 産業港湾課クルーズ振興室 国土交通省海事局内航課 国土交通省海事局外航課	03-5253-8673 03-5253-8625 03-5253-8619
88		国立公園等のインバウンドに向けた環境整備	可能			環境省自然環境局国立公園課	03-5521-8278
89		地域における受入環境整備促進事業	可能			観光庁外客受入参事官室	03-5253-8972

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税との併用	企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与		担当部署	
			可否	有無	インセンティブの具体的な内容	担当課室名	TEL (直通)
90	環境省	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	可能			大臣官房地域脱炭素事業推進課	03-5521-8233
91		地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	可能			大臣官房地域脱炭素事業推進課	03-5521-8233
92		特定地域脱炭素移行加速化交付金	可能			大臣官房地域脱炭素事業推進課	03-5521-8233
93		業務用建築物の脱炭素改修加速化事業	可能			地球環境局地球温暖化対策事業室	03-5521-8355
94		建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業	可能			地球環境局地球温暖化対策事業室/ 住宅・建築物脱炭素化事業推進室	03-5521-8355
95		建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業	可能			地球環境局地球温暖化対策事業室	03-5521-8355
96		循環型社会形成推進交付金	可能			環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第一係、浄化槽推進室	03-5521-8337 03-5501-3155
97		廃棄物処理施設整備交付金	可能			環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第一係、浄化槽推進室	03-5521-8337 03-5501-3155
98		廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金）	可能			環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第一係	03-5521-8337
99		廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）	可能			環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第一係	03-5521-8337
100		産業廃棄物適正処理推進基金（産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業）	可能			環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付不法投棄原状回復事業対策室	03-6205-4798
101		産業廃棄物適正処理推進費補助金（特定支障除去等維持事業）	可能			環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付不法投棄原状回復事業対策室	03-6205-4798
102		産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）	可能			環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付不法投棄原状回復事業対策室	03-6205-4798
103		地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）	可能			水・大気環境局海洋環境課	03-5521-9025
104		動物収容・譲渡対策施設整備費補助金	可能	有	採択に当たって一定程度配慮	自然環境局総務課動物愛護管理室	03-5521-8331
105		自然環境整備交付金	可能			自然環境局自然環境整備課	03-5521-8281
106		環境保全施設整備交付金	可能			自然環境局自然環境整備課	03-5521-8281
107		指定管理鳥獣捕獲等事業交付金	可能			自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	03-5521-8285
108	特定外来生物防除等対策事業	可能			自然環境局野生生物課外来生物対策室	03-5521-8344	
109	防衛省	障害防止対策事業費補助金	可能			地方協力局地域社会協力総括課	03-5362-4842
110		施設周辺整備助成補助金	可能			地方協力局地域社会協力総括課	03-5362-4842
111		道路改修等事業費補助金	可能			地方協力局地域社会協力総括課	03-5362-4842
112		施設周辺整備統合事業費補助金	可能			地方協力局地域社会協力総括課	03-5362-4842
113		再編推進事業費補助金	可能			地方協力局地域社会協力総括課	03-5362-4842
114		教育施設等騒音防止対策事業費補助金（一般防音）	可能			地方協力局地域社会協力総括課	03-5362-4842

※その他、以下の事業（委託費）に関し、地方公共団体独自の取組に寄附を充てた場合、インセンティブを付与することとしています。

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与		担当部署	
			有無	インセンティブの具体的な内容	担当課室名	TEL (直通)
1	総務省	地域社会DX推進パッケージ事業（補助事業）	有	採択に関する査定の加算項目	総務省情報流通行政局 地域通信振興課	03-5253-5758

<参考>「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A（第15版）<事業実施・実施状況報告編>」において関連するQ&A（抜粋）

4. 寄附の受領について

<p>Q4-1. 法人からの寄附はいつ受領することができるのですか。</p>	<p>A4-1. 法人からの寄附は、地域再生計画の認定後であれば、受領が可能です。 ただし、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の費用に確実に充てる必要があるため、 ・事業費の確定前に寄附を受領する場合は、地域再生計画に記載した「寄附の金額の目安」の範囲内で、 ・事業費の確定後に寄附を受領する場合は、事業費の範囲内で、 受領してください。 事業費の確定後は、事業費の範囲内であれば「寄附の金額の目安」を超えて寄附を受領することが可能となります。 事業費を超えて寄附を受領した場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の地域再生法上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがありますので、最終的に寄附額が事業費を超えないよう適切に管理してください。 また、事業実施後に国へ当該事業の実施状況を報告する際に、寄附法人の法人番号を記載することとしているため、寄附を受領する際に把握するように努めてください。 なお、基金への積立てに充てる寄附については、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）を参照してください。</p>
<p>Q4-2. 地域再生計画に定めた寄附の金額の目安に比べ、実際に受け入れた寄附が少ない場合にペナルティが課せられることはあるのですか。</p>	<p>A4-2. 寄附の金額の目安とは、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業費の確定前に地方公共団体が受領することのできる寄附額の上限となる目安額を指します。 したがって、寄附の金額の目安に比べ、実際に受け入れた寄附が少ない場合であってもペナルティが課せられることはありません。</p>
<p>Q4-3. 事業費が確定する前に、企業から寄附の</p>	<p>A4-3. 事業の企画立案から事業の実施完了に至るまで、随時、企業からの寄附の申し出を受けることが可能です。認定後に特例措置が</p>

<p>申し出を受けることはできますか。</p>	<p>活用されないことのないよう、できるだけ多くの企業に事前に相談・説明するようにしてください。</p> <p>その際、地方公共団体において、企業からの寄附の申し出を記録しやすいよう、別添に参考様式を作成しておりますので、必要に応じてご活用ください。</p>
<p>Q 4-5.</p> <p>寄附を受領した日が、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施年度の出納整理期間となった場合、当該寄附を事業実施年度の歳入として取り扱うことは可能ですか。</p>	<p>A 4-5.</p> <p>地方創生応援税制に係る寄附については、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業費に充てられる必要がありますので、実際の寄附金の受領時期が出納整理期間になることが予想される場合には、基金を活用した事業による場合を除き、寄附を行う法人に対して年度内に納入通知書を発しておく必要があります。この場合には、当該寄附金は事業実施年度の歳入となります。</p> <p>なお、寄附を行った法人に対する税額控除は、実際に寄附を行った日が属する事業年度に適用されることとなります。そのため、事業年度が4月1日に始まる法人が3月31日までに寄附を行い、前事業年度に本税制の適用を受けることを希望する場合には、当該法人とよく相談の上、事業の執行を管理して年度内に寄附を受領できるようにしてください。</p>
<p>Q 4-6.</p> <p>どのような法人からの寄附であっても、地方創生応援税制の対象となりますか。</p>	<p>A 4-6.</p> <p>外国法人を含め、青色申告書を提出している法人からの寄附であれば、地方創生応援税制の適用を受けることができます。</p> <p>ただし、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を実施する地方公共団体内に本社が所在する法人からの寄附については、地方創生応援税制の適用はありません。</p>
<p>Q 4-7.</p> <p>企業が本社の立地する地方公共団体に寄附を行う場合は、優遇措置の対象から除外することとされていますが、「本社の立地する地方公共団体」とは何を指しますか。</p>	<p>A 4-7.</p> <p>地方税法における「主たる事務所又は事業所が所在する地方公共団体」のことを指します。</p>
<p>Q 4-8.</p> <p>本社が所在する地方公共団体への寄附は、地方創生応援税制の対象外とされてい</p>	<p>A 4-8.</p> <p>事業実施主体が市町村である場合は、市町村単位で本社所在地を判断するため、事業を実施する市町村に本社が所在する企業からの寄附については地方創生応援税制の対象外となる一方、同じ都道府県内の他の市町村に本社が所在する企業からの寄附につ</p>

<p>ますが、本社が所在する地方公共団体とはどの範囲を指すのですか。</p>	<p>いては地方創生応援税制の対象となります。</p> <p>事業実施主体が都道府県である場合は、都道府県単位で本社所在地を判断するため、事業を実施する都道府県内に本社が所在する企業の寄附については、全て地方創生応援税制の対象外となります。</p>
<p>Q 4 - 9</p> <p>実施状況確認結果報告書はどのように用いて、いつ、提出する必要がありますか。</p>	<p>A 4 - 9</p> <p>令和7年度以降、地方公共団体が、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を受けたときは、当該事業を適切に実施しているかどうかを、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施状況確認結果報告書」をチェックリストのように用いて、確認する必要があります。(地域再生法施行規則第14条及び別記様式3の2参照)</p> <p>また、事業期間内の各会計年度終了後及び事業の完了後には、実施状況確認結果報告書を、内閣府令で定めるところにより、速やかに提出してください。ただし、下記①～③に該当する場合は、それぞれに定める日以後、速やかに提出してください。</p> <p>①地方公共団体以外の者が事業の企画又は立案に関与している場合(※1)において、その者と当該事業に関連する寄附を行った法人又は当該法人の関係会社(※2)(以下「寄附法人等」といいます。)との間に取引等の関係がある場合(※3):寄附を受けた日</p> <p>②地方公共団体以外の者が事業の企画又は立案に関与している場合において、その者が当該事業に係る契約の相手方となった場合:契約締結日</p> <p>③地方公共団体の議会が事業に係る歳出予算について議決をする前に、当該地方公共団体が当該事業に関連する寄附を受けた場合:寄附を受けた日</p> <p>※1「地方公共団体以外の者が事業の企画又は立案に関与している場合」とは、地方公共団体が、地方公共団体以外の者とまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の目的や内容等の詳細を検討するために委託契約を締結している場合等を指します。</p> <p>※2 Q 5 - 5 と同じ。</p> <p>※3 「その者と～寄附法人等との間に取引等の関係がある場合」とは、地方公共団体が、※1の企画又は立案に係る委託契約を締結した日の属する年度及びその前年度において、その者と寄附法人等との間で契約に基づく取引又は行為がある場合を指しています。その有無を確認してください。</p>

5. 寄附を行うことの代償としての経済的利益の供与について

<p>Q5-1-1.</p> <p>内閣府令において、法人に対し、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、具体的にどのような行為を行ってはいけないのですか。</p>	<p>A5-1-1.</p> <p>平成28年4月15日付け閣議決定により一部変更された地域再生基本方針において、寄附を行う法人に対し、寄附を行うことの代償として以下の行為が禁止されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 寄附を行うことの代償として、補助金を交付すること。 b. 寄附を行うことの代償として、他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。 c. 寄附を行うことの代償として、入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。 d. 寄附を行うことの代償として、合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。 e. その他、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与すること。 <p>また、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当するかどうかは社会通念等に従って個別具体的に判断されることとなりますが、一般的に、上記e.のうち「経済的な利益を供与すること」に該当する例は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品券やプリペイドカードなど換金性が高い商品を提供すること。 ・寄附を行うことを公共事業の入札参加要件とすること。 ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設を専属的に利用させること。 <p>これらのほか、地方公共団体や法人等からの問合せや相談を踏まえて追記したQ5-2-1からQ5-6-2までの各質問に対する回答もご参照ください。</p> <p>なお、寄附をした法人に対して、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与したことが明らかになった場合には、地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の地域再生法上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがあります。</p>
<p>Q5-1-2.</p> <p>例えば、どのような行為が、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を</p>	<p>A5-1-2.</p> <p>一般的に、寄附を行うことの代償としての経済的な利益の供与に該当しないと考えられる例は、以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附企業に対し、感謝状その他これに類するものを贈呈すること。 ・地方公共団体のホームページ、広報誌、県政広報番組等にお

<p>供与すること」に該当しないのですか。</p>	<p>いて、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を紹介するにあわせ、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて紹介すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等に銘板等を設置し、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて列挙すること。 ・社会通念上許容される範囲内で記念品その他これに類するものを贈呈すること。 <p>これらのほか、具体的に、地方公共団体や法人等からの問合せや相談を踏まえて追記した以下のQ5-2-1からQ5-6-2までの各質問に対する回答の中で明らかにしていますので、ご参照ください。</p>
<p>Q5-2-1.</p> <p>地方公共団体が、寄附を行った法人をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p>	<p>A5-2-1.</p> <p>地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、当該事業に係る入札・契約事務の手續きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が寄附法人しか応札できないような条件を合理的な理由なく設けて競争入札等を行う場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。</p> <p>これは、上記の別異に取り扱う場合以外の場合には、あくまで入札・契約上の公正なプロセスを経た上で寄附法人が得ることとなる経済的な利益であり、内閣府令が禁止している「寄附を行うことの代償」とは認められないことによります。</p> <p>なお、地方公共団体においては、入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たす必要があることにご留意ください。</p>
<p>Q5-2-2.</p> <p>地方公共団体が、寄附を行った法人をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄</p>	<p>A5-2-2.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業の場合であっても、基本的には、上記Q5-2-1に対するA5-2-1と同様の考え方となります。</p> <p>地方公共団体においては、当該事業に係る入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。</p>

<p>附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p>	
<p>Q 5-2-3.</p> <p>地方公共団体が、すでに契約関係にある法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p>	<p>A 5-2-3.</p> <p>過去に契約関係にあったこと又は現時点で契約関係にあることは、下記の場合を除き、一般的には、「寄附を行うことの代償として」供与されたものであるとは考えられないことから、当該法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。</p> <p>ただし、契約関係となる以前に法人から寄附の申し出を受け、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で契約を締結する時点で、寄附を受領するに至っていない場合には、Q 5-2-1 に対する A 5-2-1 において記載しているように、当該契約関係の対象である事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の申し出を理由に当該申し出を行った法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられることにつき、ご注意ください。</p>
<p>Q 5-3-1.</p> <p>地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ（公共施設等に名称を付与する権利）契約を締結することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p> <p>また、まち・ひと・</p>	<p>A 5-3-1.</p> <p>地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が、優先交渉権者の選定に際し、寄附法人しか応募できないような条件を合理的な理由なく設ける場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。</p> <p>なお、地方公共団体においては、価格設定を含め、ネーミングライツ契約のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。</p> <p>また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となりますが、ネーミングライツ契約については、選定方</p>

<p>しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p>	<p>法等に関し、様々な方法が考えられますので、疑問点等あれば、個別にご相談ください。</p>
<p>Q5-3-2. 地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、無償のネーミングライツ（公共施設等に名称を付与する権利）契約を締結することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。 また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等について、無償のネーミングライツ契約を締結することは、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p>	<p>A5-3-2. 地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）との間で、無償のネーミングライツ契約を締結することは、寄附の受領を理由に無償とするとは認められない特段の事情がない限り、一般的に、ネーミングライツの選定・付与に係る手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合と同視できることから、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当すると考えられます。 なお、寄附の受領を理由に無償とするとは認められない特段の事情とは、例えば、法人から寄附の申し出を受けることとは別に、地方公共団体において、合理的な理由に基づき、無償によりネーミングライツを付与することを決定し、かつ、公募等により公正にネーミングライツ契約の相手方として寄附法人を選定する場合が挙げられます。 いずれにせよ、地方公共団体においては、価格設定を含め、ネーミングライツ契約のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。 また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となりますが、ネーミングライツ契約については、選定方法等に関し、様々な方法が考えられますので、疑問点等あれば、個別にご相談ください。</p>

<p>Q 5-4-1.</p> <p>地方公共団体が、寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備されたサテライトオフィス等の施設等を利用させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p>	<p>A 5-4-1.</p> <p>地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させることは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、法人に専属的に利用させる場合や、寄附法人のみに対し合理的な理由なく、施設等の利用料を無償にしたり、低廉な利用料を設定したりする場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。</p> <p>なお、地方公共団体においては、当該施設等に関する利用条件等の公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。</p>
<p>Q 5-4-2.</p> <p>寄附により整備された施設を、当該寄附を行った法人に専属的に利用させることは、一般的に禁止されていますが、例えば、寄附により整備されたサテライトオフィスを、寄附を行った法人が利用することとなる場合に、留意すべきことはありますか。</p>	<p>A 5-4-2.</p> <p>寄附により整備されたサテライトオフィスを、当該寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）が利用することとなる場合、寄附法人以外の者も入居していることが望ましいですが、公募を通じて、寄附法人以外の者も同じ条件でその施設の利用が可能であったものであり、将来的な寄附法人以外の者の入居が排除されていないのであれば、寄附法人以外の者の入居がなくても、禁止される専属的利用に当たらないと考えられ、企業版ふるさと納税を活用することが可能です。</p>
<p>Q 5-5.</p> <p>地方公共団体が、寄附を行った法人の子会社等、当該寄附を行った法人の関係会社をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として</p>	<p>A 5-5.</p> <p>地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人の子会社等、当該寄附を行った法人の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する「関係会社」をいいます。以下「寄附法人の関係会社」といいます。）を、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、当該事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人の関係会社とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が寄附法人の関係会社しか応札できないような条件を合理的な理由なく設けて競争入札等</p>

<p>経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p> <p>また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約の相手方とする場合は、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p>	<p>を行う場合)を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。</p> <p>なお、地方公共団体においては、入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。</p> <p>また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となります。</p>
<p>Q 5-6-1.</p> <p>地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、以下のとおり、一定の関係を成立させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附を行った法人が参画している共同企業体等との間で契約を締結すること ・ 寄附を行った法人に対し出資等を行うこと ・ 寄附を行った法人を指定管理者とすること ・ 寄附を行った法人を指定金融機関とすること 	<p>A 5-6-1.</p> <p>上記Q 5-2-1に対するA 5-2-1と同様の考え方となります。A 5-2-1をご参照ください。</p>

<p>Q 5 - 6 - 2 . 地方公共団体が、以下のとおり、一定の関係にある法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体との契約に基づき履行する共同企業体等に参画している法人から寄附を受領すること ・ 出資等の相手方である法人から寄附を受領すること ・ 指定管理者である法人から寄附を受領すること ・ 指定金融機関である法人から寄附を受領すること 	<p>A 5 - 6 - 2 . 上記Q 5 - 2 - 3 に対する A 5 - 2 - 3 と同様の考え方となります。A 5 - 2 - 3 をご参照ください。</p>
<p>Q 5 - 7 . 地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業において、地方公共団体と契約をした法人が、寄附を行った法人や当該寄附法人の関係会社(※)を契約の相手方とすること</p>	<p>A 5 - 7 . まち・ひと・しごと創生寄附活用事業において、地方公共団体と契約をした法人が、寄附を行った法人や当該寄附法人の関係会社を契約の相手方とすること(例えば、再委託を行う場合)は、地方公共団体が行う当該事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人及び寄附法人の関係会社とその他の法人とを別異に取り扱う場合(例えば、地方公共団体と契約をした法人が寄附法人の関係会社と契約せざるを得ないような条件を合理的な理由なく設けて競争入札等を行う場合)を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償とし</p>

<p>(例えば、再委託を行う場合)は、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p> <p>また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業において、地方公共団体と契約をした法人が、寄附を行った法人や寄附を行った法人の子会社等、当該寄附を行った法人の関係会社を契約の相手方とすることは、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p> <p>※ Q 5 - 5. と同じ。</p>	<p>て経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。</p> <p>なお、地方公共団体においては、入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。</p> <p>また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となります。</p>
---	---

6. 変更・取消しについて

<p>Q 6 - 1.</p> <p>認定後の地域再生計画について、事業内容や期間にどの程度の変更がある場合に、変更認定申請が必要となりますか。</p>	<p>A 6 - 1.</p> <p>原則として認定を受けた地域再生計画の内容に変更があった場合には、変更認定申請が必要です。</p> <p>ただし、軽微な変更（地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更）については、変更認定申請の必要はありません（別途内閣府への報告をお願いします。）。具体のケースについては、個別にご相談ください。</p> <p>なお、寄附額については事業実施後に報告をいただきますので、地域再生計画の認定時点から変更があった場合でも変更認定申請は必要ありません（Q 8 - 1 参照）。</p>
--	--

<p>Q 6 - 2.</p> <p>認定を受けたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を繰り越すことは可能ですか。</p>	<p>A 6 - 2.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、事業の進捗状況等に応じて地方公共団体において繰り越し処理をすることは、制度上可能です。</p> <p>ただし、現金による寄附の場合、寄附の申し込みがあることをもって繰越明許の未収入特定財源として取り扱うことはできません。一方、企業が寄附を支払うことを書面で通知している場合等、債権債務関係が確定しているとみなせる場合には、未収入特定財源としての寄附を繰り越すことができます。なお、当初執行予定の年度に寄附を受領している場合には、当該寄附金を既収入特定財源として繰り越すことができます。</p> <p>また、A 4 - 4 - 4のとおり、物品による寄附の場合は、現金による寄附の場合と異なり、予算・決算上繰り越すことができないことから、寄附年度に活用する分に限って受領する（例えば、消耗品の場合は寄附年度内に使用する分のみ受領する）ようにしてください。</p>
<p>Q 6 - 6.</p> <p>どのような場合に地域再生計画の認定が取り消されることとなるのですか。</p>	<p>A 6 - 6.</p> <p>地域再生計画の認定基準に適合しなくなったと認められる場合には、認定が取り消されることがあります。</p> <p>具体的には、以下の事例が想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附が事業の実施に必要な費用に充てられるよう留意せず、事業を適切に実施していない場合 ・地方公共団体が寄附企業に対し、寄附の見返りとして、経済的な利益の供与を行った場合 ・何らかの事情により、計画に基づく事業を実施しても、当初の目標が達成される見込みが無くなった場合 ・事業実施のスケジュールが大幅に遅延した場合や事業の実施が不可能となった場合等、事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれなくなった場合
<p>Q 6 - 7.</p> <p>地域再生計画の認定が取り消されることとなる場合のうち、寄附が事業の実施に必要な費用に充てられるよう留意せず、事業を適切に実施していない場合とは、具体</p>	<p>A 6 - 7.</p> <p>寄附が事業の実施に必要な費用に充てられるよう留意せず、事業を適切に実施していない場合とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の進捗を確認することなく、寄附を受領する場合 ・寄附の総額が事業費を上回る蓋然性が高いにもかかわらず、更に寄附を募集する等、地方公共団体が事業の適切な実施を妨げる行為を行う場合 ・寄附を基金の積立てに充てる場合に、当該事業の終了時に基金への積立額の総額が事業費を上回るおそれがある場

<p>的にどのようなことを想定しているのですか。</p>	<p>合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施報告において寄附の総額が事業費を上回り、国が地方公共団体に対し是正の要求を行ったにもかかわらず適正化の措置を講じない場合 <p>を想定しており、特に、是正の措置の要求に従わない等、地方公共団体に悪質性が見られる場合に認定を取り消すことを原則として考えています。</p>
<p>Q 6－8. 地域再生計画の認定が取り消された場合に、罰則等が課せられることはありますか。</p>	<p>A 6－8. 地域再生計画の認定が取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない地方公共団体は、地域再生計画の認定を受けることができません。ただし、地方公共団体が、自ら認定の取消しを申し出た場合（※1）（認定が取り消されることを予見して申し出た場合（※2）を除きます。）は、この限りではありません。</p> <p>※1 「自ら認定の取消しを申し出た場合」とは、地域再生計画の認定が（包括的ではなく）単独の事業のみで認定されている場合等で、何らかの事情により当該事業を実施する見込みが無くなり、取消しを申し出た場合などを想定しています。</p> <p>※2 認定が取り消されることを予見して申し出た場合とは、国による報告の徴収や措置の要求を受けた地方公共団体が取消しを申し出た場合などを想定しています。</p>

7. 税額控除について

<p>Q 7－1. 地方創生応援税制は、どのような税制優遇措置ですか。</p>	<p>A 7－1. 法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の優遇措置です。</p> <p>A) 法人住民税 寄附額の4割（従前：2割）を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）</p> <p>B) 法人税 法人住民税の控除額が寄附額の4割（従前：2割）に達しない場合、寄附額の4割（従前：2割）に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除（寄附額の1割、法人税額の5%が上限）</p> <p>C) 法人事業税 寄附額の2割（従前：1割）を税額控除（法人事業税額の20%が上限）</p> <p>※ 上記については、令和2年4月1日以後に開始する企業の事</p>
---	--

	<p>業年度から適用されます。施行日前に開始した事業年度分については、従前の税額控除割合が適用されます。</p>
<p>Q7-2. 優遇措置を受けるために、企業は何らかの申請が必要ですか。</p>	<p>A7-2. 租税の申告時に、地方創生応援税制の適用がある寄附を行った旨を申告するとともに、寄附先の地方公共団体から交付を受けた受領証の写しを提出（法人税の申告にあっては保管）する必要があります。 税制上の手続に係る詳細については、課税庁から発表されている情報を確認してください。</p>
<p>Q7-3. 地方公共団体は、寄附を行った企業に対し、受領証を交付する必要がありますか。</p>	<p>A7-3. 内閣府令で規定する様式の受領証を、寄附を行った企業に対し交付する必要があります（地域再生法施行規則第14条及び別記様式3、別添を参照）。 なお、物品による寄附の場合、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を活用する場合には、別添の参考様式のとおり、以下の内容をそれぞれ追記した受領証を交付してください。</p> <p>○物品による寄附の場合</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 物品の詳細</p> <p>物品の品名：</p> <p>数量：</p> <p>使用用途：</p> </div> <p>○地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を活用する場合</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 以下に該当する場合には、（ ）内に「○」をし、地域再生計画に記載したまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の区域及び実施期間を記載すること。</p> <p>（ ） 地域雇用開発助成金の対象となる事業（区域： ）（実施期間： 年 月 日～ 年 月 日）に対する寄附として受領したもの</p> </div>
<p>Q7-4. 企業から複数のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附を一度に受領した場合に、事業ごとに受領証を交付する必要がありますか。</p>	<p>A7-4. 事業ごとに区分して受領証を交付する必要があります。</p>

8. 国への報告及び効果検証について

<p>Q 8-1.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、事業実施後に国への報告が必要ですか。</p>	<p>A 8-1.</p> <p>事業期間内の各会計年度終了後及び事業の完了後には、事業の実施状況に関する報告書（以下「実施報告書」といいます。）を、内閣府令及び地域再生計画認定申請マニュアル（各論）で定めるところにより、速やかに提出してください（地域再生法施行規則第14条及び別記様式3の2、マニュアル掲載の添付書類を参照）。なお、事業費が確定する前に寄附の受領を行った場合には、別添の参考様式を参考に、国への報告の後に、地方公共団体から寄附企業に対して確実に事業に充当した旨の報告書を提出してください。</p>
<p>Q 8-2.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、受け入れた寄附額が事業費を上回ったことが判明した場合、どのように対応すべきでしょうか。</p>	<p>A 8-2.</p> <p>地方創生応援税制に係る寄附については、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の費用に確実に充てられる必要があることから、寄附の総額が事業費を超えないように適切に管理を行ってください。</p> <p>天災等のため事業実施が困難となった等により、やむを得ず受領した寄附の総額が事業費を上回った場合は、受領した寄附のうち事業費を上回った部分について、寄附企業の理解を得た上で、他のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の費用に充てることにより寄附の総額が事業費を超えないようにしてください。</p> <p>なお、国への事業の実施状況に関する報告（Q 8-1 参照）において、寄附額が事業費を上回っていることが判明した場合には、地域再生計画の認定が取り消されることがあります。</p>
<p>Q 8-3.</p> <p>国への報告内容は公表されますか。</p>	<p>A 8-3.</p> <p>実施報告書を一律に公表することはありませんが、各地方公共団体の寄附額や寄附企業名等の寄附実績については、取りまとめの上、内閣府ホームページで公表することとしています（Q 8-4 参照）。</p> <p>また、寄附額が事業費を上回っていることが明らかになった場合等、報告内容によっては、地域再生計画の認定の取消し等となることもあり、仮に認定が取り消された場合には、内閣府ホームページでその旨が公示されます。</p>
<p>Q 8-4.</p> <p>地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対す</p>	<p>A 8-4.</p> <p>寄附について公表を希望しない企業を除き、企業名や寄附額を公表するようにしてください。企業名や寄附額を非公表とする場合であっても、非公表とする理由等について、地方公共団体にお</p>

<p>る寄附を行った企業の名前や寄附額を公表する必要があるありますか。</p>	<p>いても説明責任を果たせるようにしてください。国においても、寄附について公表を希望しない企業を除き、企業名や寄附額を公表しています。</p> <p>なお、令和7年度以降に実施されるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業については、地方公共団体が、寄附を受領した場合において、当該事業に係る契約等が次の a. ～d. のいずれかに該当するとき、当該地方公共団体は、実施報告書に、当該寄附を行った法人の名称を記載するとともに、当該法人の名称を、当該地方公共団体のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係るホームページ等において公表する必要があります。</p> <p>ただし、当該寄附法人がその名称の公表を希望しない場合であって、その公表を希望しない理由が正当（※1）であることについて、その寄附を受領した地方公共団体が第三者を含む審議会等（※2）の確認を受けたときは、公表しないことができます。</p> <p>a. 当該事業に係る入札において入札に加わった者が一の者又は一の者とその者の関係者のみ（※3）であり、かつ、当該事業に係る契約の相手方又は当該契約の相手方から業務の委託を受けた者（以下「契約の相手方等」といいます。）が寄附法人又はその法人の関係会社（以下「寄附法人等」といいます。）である場合</p> <p>b. 当該事業に係る契約が随意契約（地方自治法第167条の2第1号に基づく少額のものを除きます。）であり、かつ、当該事業に係る契約の相手方等が寄附法人等である場合</p> <p>c. 当該事業に係る補助金の交付の申請をした者が一の者又は一の者とその関係者のみであり、かつ、当該補助金の交付を受けた者又は補助事業を行うため締結する契約の相手方が寄附法人等である場合</p> <p>d. 当該事業に係る負担金の拠出先が一の者又は一の者とその関係者のみであり、かつ、当該負担金の拠出先又は負担金に係る事業を行うため締結する契約の相手方が寄附法人等である場合</p> <p>※1 理由の正当性については、第三者を含む審議会等の判断によりますが、「寄附法人が非公表を希望するため」などの一般的な理由では足りず、個別具体的な理由が必要です。</p> <p>※2 地域再生計画の記載事項のうち、「事業の評価の方法（PDCAサイクル）」では、行政以外の第三者を参画させた体制で評価を実施することとしており、当該体制（地方版総合戦略審議会・総合計画審議会等）を想定しています。</p>
---	---

	<p>※3 「一の者とその者の関係者のみ」とは、ある法人と当該法人の関係会社のみであるような、実質的に一者入札や一者への補助金等の場合を指します。</p> <p>また、国は、実施報告書に基づき、上記 a. ～d. のいずれかに該当する報告を受けた事業及び寄附を行った法人の名称（その名称を公表しない場合は、その理由）を、内閣府ホームページにおいて公表することとしています。</p>
<p>Q8-5.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方について、公表する必要がありますか。</p>	<p>A8-5.</p> <p>地方公共団体が、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業において、一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約（地方自治法第167条の2第1号に基づく少額のものを除きます。）により当該事業に係る契約の相手方を選定した場合は、地方公共団体の寄附活用事業に係るホームページ等において、当該事業に係る契約の相手方を公表する必要があります。</p> <p>具体的には、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方であることが明らかな形で、国へ実施報告書を提出する（Q8-1参照）までに、公表してください。</p>
<p>Q8-6.</p> <p>事業検証の結果について、住民に対して公表する必要がありますか。</p>	<p>A8-6.</p> <p>企業の寄附を活用し、効果が高い地方創生事業が行われたことを住民が知ることができるよう、広報誌やホームページ等を通じて積極的に事業検証の結果を公表するようにしてください。</p>
<p>Q8-7.</p> <p>事業検証の結果について、寄附を受けた企業に対して報告する必要がありますか。</p>	<p>A8-7.</p> <p>企業は、寄附を行った事業がどのような成果を上げたかについて、株主や社内に説明する必要があると考えられますので、寄附企業に対して事業検証の結果を報告するようにしてください。</p> <p>具体的な報告の方法については、国において一律に定めるものではありませんが、寄附企業に対して個別にお知らせするなど、それぞれの地方公共団体の判断で適切な方法により行うようにしてください。</p>

9. 地方議会との関係について

<p>Q9-1.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、議会にどのように対応するべきで</p>	<p>A9-1.</p> <p>事業の予算化等について、各地方公共団体の議会において十分に審議をしてください。</p> <p>また、事業の実施後においても、透明性の確保の観点から、寄附企業の名称及び寄附額、実施結果を執行部から議会に報告する</p>
---	--

<p>すか。</p>	<p>ことが望ましいです。</p> <p>特に物品による寄附の場合は、A 4 - 4 - 7のとおり、寄附された物品の品名や使用用途等についても十分に説明し、より一層の透明性を確保するよう努めてください。</p>
<p>Q 9 - 2 .</p> <p>地方創生応援税制に係る寄附については、地方自治法上の「負担付の寄附」に該当することとなり、歳入に当たって地方議会の議決が必要となるのではないのでしょうか。</p>	<p>A 9 - 2 .</p> <p>地方自治法上の「負担付の寄附」とは、反対給付的な意味において、地方公共団体の負担を伴う一定の条件が付されるものをいいます。単に用途を指定するような寄附はこれに該当しないことから、本税制に係る寄附は、一般的には、地方自治法上の「負担付の寄附」には当たりません。</p>

10. 広報について

<p>Q10.</p> <p>認定を受けた地域再生計画に係るまち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、企業がどのようにして知ることができるのでしょうか。</p>	<p>A10.</p> <p>地域再生法に基づき認定を受けた地域再生計画については、一覧表及び全ての地域再生計画を内閣府のホームページで公表します。</p> <p>また、地方公共団体においても、認定を受けた事業をホームページで公表することをはじめ、企業に対して積極的にPRをするようにしてください。</p>
---	---

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附の申し出について

年 月 日

〇〇市町村長 殿

(法人名)

(法人番号)

貴団体で実施される予定である〇〇事業に対し、下記の額を寄附することを申し出ます。

記

_____ 円

※なお、上記の寄附は指定のあった時期（〇月頃）に振り込みます。

別記様式第 3 (第 1 4 条関係)

受領証

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

地方公共団体の長の氏名

地域再生法第 1 3 条の 3 に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明する。

記

1. 事業の名称
2. 寄附年月日 年 月 日
3. 寄附金額 円

注 必要に応じて、上記の寄附を充当するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の詳細を本受領証に追記するようにしてください。

○ 物品による寄附を受領した場合には、以下のとおり、本受領証に追記すること。

※ 物品の詳細

物品の品名 :

数量 :

使用用途 :

○ 地域雇用開発助成金の対象となる事業に対する寄附として受領した場合には、以下のとおり、本受領証に追記すること。

※ 以下に該当する場合には、() 内に「○」をし、地域再生計画に記載したまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の区域及び実施期間を記載すること。

() 地域雇用開発助成金の対象となる事業 (区域 :) (実施期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日) に対する寄附として受領したもの

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

< A 4 - 9 . の別記様式 >

別記様式第3の2（第14条関係）

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施状況確認結果報告書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

認定地方公共団体の長の氏名

年 月 日付けで認定を受けた地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る 年度の実施状況を確認した結果について、地域再生法施行規則第14条第3項又は第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 地域再生計画の名称及び事業の名称

地域再生計画の名称	
事業の名称	

2 各事業の実施状況

個別事業の名称	
---------	--

2-1

項目	内容	番号 寄附受領日	チェック欄				
			i 年月日	ii 年月日	iii 年月日	iv 年月日	v 年月日
(1) 企画又は立案段階 寄附を受けた段階	① 当該事業が、都道府県（市町村）まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標やKPIにどのように寄与するか、明示的に説明できる。						
	② 認定地方公共団体以外の者が、当該事業の企画又は立案に関与している場合、その者と寄附法人等（寄附法人又は当該法人の関係会社をいう。以下同じ。）との間に取引等（契約に基づく取引又は行為をいう。以下同じ。）の関係があるか確認している。						
	③ ②において確認した結果（取引等の関係の有無）について、右欄に記載すること。						
	④ ③が「有」の場合、）取引等の内容について、2-1下部の備考欄に記載すること。 ※該当する場合、速やかに本報告書を提出すること。						
	⑤ 当該事業の企画又は立案に関与する者に対して、地域再生法施行規則で禁止されている「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」について説明している。						
	⑥ 寄附を受けた日において、当該事業の歳出予算について既に議決している。						
	⑦ ⑥が「×」の場合、）理由及び事業内容について、2-1下部の備考欄に記載すること。 ※該当する場合、速やかに本報告書を提出すること。						
(2) 事業段階実施	① 寄附が、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に必要な費用に充当されるよう留意して適切に事業を実施している。						
(3) 寄附法人名、寄附額等の公表	① 当該事業の寄附法人名、寄附額を公表している。また、非公表とする場合は、その理由について、認定地方公共団体において説明責任を果たしている。						
	② 当該事業の契約等が次のいずれかに該当するときは、寄附法人の名称を公表している。 ・当該事業の入札において入札に加わった者が一の者又は一の者とその者の関係者のみであり、かつ、契約者等が寄附法人等である場合、寄附法人の名称を公表している。 ・当該事業に関する契約が随意契約（少額のものを除く。）であり、かつ、その事業に係る契約者等が寄附法人等である場合、寄附法人の名称を公表している。 ・当該事業に係る補助金の交付申請者が一の者又は一の者とその関係者のみであり、かつ、その補助金の交付先等が寄附法人等である場合、寄附法人の名称を公表している。 ・当該事業に係る負担金の拠出先が一の者又は一の者とその関係者のみであり、かつ、その負担金の拠出先等が寄附法人等である場合、寄附法人の名称を公表している。						
	③ ②のいずれかが「×」の場合、）公表を希望しない理由の正当であることについて、第三者を含む審議会等の確認を受けている。						

項目	番号	備考

2-2

項目	内容	番号 契約締結日	チェック欄				
			i 年月日	ii 年月日	iii 年月日	iv 年月日	v 年月日
(1) 入札・契約等の準備段階	① 地域再生法施行規則第13条において「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与してはならない」と定めているところ、地域再生基本方針・Q&A等も確認の上、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することがないよう、事業の実施に係る準備・手続を行っている。 ・入札・契約事務の手続において、寄附の受領を理由に寄附法人等とその他の法人とを別異に取り扱っていない。 ・入札・契約事務の手続において、公正性・透明性が確保されている。 ・随意契約による場合は、その手続において、より一層、公正性・透明性を明示的に説明できる。						
(2) の決定段階	① 認定地方公共団体以外の者が、当該事業の企画又は立案に関与している場合において、その者が当該事業に係る契約の相手方になっていない。 ② ①が「×」の場合、）当該事業に係る契約の手続の公正性をどのように担保しているか、2-2下部の備考欄に記載すること。 ※該当する場合、速やかに本報告書を提出すること。 ③ 当該事業の契約が2-1（3）②のいずれかに該当するか確認している。						
(3) の相手方の公表	① 当該事業の契約の相手方（一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約（少額のものを除く。））を公表している。						

項目	番号	備考

別記様式第 3 の 2 (第 1 4 条関係)

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

認定地方公共団体の長の氏名

年 月 日付けで認定を受けた地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る 年度の実施状況について、地域再生法施行規則第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 地域再生計画の名称及び事業の名称

地域再生計画の名称	
事業の名称	

2 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附の実績

年度	
事業費計 (円)	
寄附額計 (円)	

法人名	法人番号	寄附額 (円)	受領日	公表の可否

注 別記様式第 3 による受領証を交付した全ての寄附について記載してください。

3 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する契約等の実績

(1) 競争入札

(ただし、 (i) 入札に加わった者が一の者又はその者の関係者のみ (ii) 契約の相手方等が寄附法人等である のいずれも満たす場合に限る。)

	契約の相手方	法人番号	寄附法人との 関係	(関係会社の場合)	(非公表の場合) 公表を希望しない理由
				寄附法人名	
①					
②					
③					

	契約の相手方からの委託者	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合)	(非公表の場合) 公表を希望しない理由
				寄附法人名	
①					
②					
③					

※各契約について、各行の丸囲みの数字を対応させて記載してください（以下同じ。）。

※契約の相手方等とは、契約の相手方からの委託者を含みます（以下同じ。）。

※寄附法人等とは、寄附法人又はその法人の関係会社を指します（以下同じ。）。

※関係会社とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する「関係会社」をいいます（以下同じ。）。

（2）随意契約

（ただし、少額のものを除き、契約の相手方等が寄附法人等である場合に限る。）

	契約の相手方	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合)	(非公表の場合) 公表を希望しない理由
				寄附法人名	
①					
②					
③					

	契約の相手方からの委託者	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合)	(非公表の場合) 公表を希望しない理由
				寄附法人名	
①					
②					
③					

（3）補助金

（ただし、（i）交付の申請をした者が一の者又はその者の関係者のみ（ii）補助金の交付を受けた者又は補助事業を行うため締結する契約の相手方が寄附法人等であるのいずれも満たす場合に限る。）

	補助事業者	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合)	(非公表の場合) 公表を希望しない理由
				寄附法人名	
①					
②					
③					

	補助事業を行うため 締結する契約の相手方	法人番号	寄附法人との 関係	(関係会社の場合)	(非公表の場合) 公表を希望しない理由
				寄附法人名	
①					
②					
③					

(4) 負担金

(ただし、(i) 拠出先が一の者又はその者の関係者のみ (ii) 拠出先又は負担金に係る事業を行うため締結する契約の相手方が寄附法人等である のいずれも満たす場合に限る。)

	拠出先	法人番号	寄附法人との 関係	(関係会社の場合)	(非公表の場合) 公表を希望しない理由
				寄附法人名	
①					
②					
③					

	負担金に係る事業を行 うため締結する契約の 相手方	法人番号	寄附法人との 関係	(関係会社の場合)	(非公表の場合) 公表を希望しない理由
				寄附法人名	
①					
②					
③					

4 事業の実施状況に関する客観的な指標

指標	
----	--

	年 月	目標値	実績値
申請時			
初年度			
2年目			
3年目			
4年目			
5年目			

注 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施期間中に寄附を充当した事業に関連する指標を全て記載してください。

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る事業費の確定について

年 月 日

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

地方公共団体の長の氏名

年 月 日付けで貴社から寄附を受領した、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、〇〇年度の事業費が確定しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の名称

--

2. 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

確定した事業費	円
当該事業に対する寄附の受領額	円
うち、貴社からの寄附の受領額	円